

## 令和元年度恩納村観光プロモーション動画（多言語）作成事業

### 恩納村観光プロモーション動画（多言語）作成 委託業務企画コンペ応募要項

#### 1. 趣旨

一般社団法人恩納村観光協会（以下、「恩納村観光協会」という。）が、恩納村の観光情報、文化、歴史等を主としたプロモーションイメージ動画を制作し、恩納村の魅力を紹介・発信することにより来訪意欲を喚起し、観光誘客と販路拡大を図るとともに来村者への案内サービスの向上を図ることを目的にプロモーション動画を制作するための企画提案を募集する。

#### 2. 委託業務の概要

- (1) 業務名：恩納村観光プロモーション動画（多言語キャプション）作成
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和元年 11 月 29 日（金）まで
- (3) 委託内容：プロモーション動画（多言語）制作
- (4) 委託金額：3, 7 1 1, 9 5 0 円（消費税及び地方消費税含む）  
※記載金額は、企画提案のための上限金額であり、契約金額ではない。

#### 3. 応募資格

参加資格は次の要件すべてを満たす企業とする。コンソーシアムの場合の構成社も同様とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 役員が暴力団または暴力団員でないこと。
- (4) 沖縄県内に本社を有していること
- (5) 類似業務の実績を有していること

#### 4. 応募手続き

- (1) 応募申請書および申込期限  
令和元年 5 月 31 日（金）午後 5 時までに所定の様式（様式 1）にて E-mail で提出すること。Mail: [taiken@onnabi.or.jp](mailto:taiken@onnabi.or.jp)
- (2) 質問  
質問は令和元年 6 月 7 日（金）までに所定の様式（様式 2）に記載し、E-mail のみで送信すること。Mail: [taiken@onnabi.or.jp](mailto:taiken@onnabi.or.jp)
- (3) 回答は令和元年 6 月 12 日（水）までに全企画参加社の担当者へ BCC 送信する。

#### 5. 応募書類の提出方法及び提出期限

提出期限：令和元年 6 月 26 日（水）12:00（厳守のこと）  
提出方法は、本要項に定めるすべての書類を持参するものとする。  
提出先は次の通り。

## 【提出先】

住所：沖縄県国頭郡恩納村字恩納 5973 番地  
恩納村ふれあい体験学習センター内  
恩納村観光協会事務所

### 6. 業者決定及び結果通知

業者決定については、所定の審査を経て選定し、その結果を令和元年7月3日（水）までに該当業者のみへ連絡する。なお、審査の内容・経過等に関する質問は受け付けない。

### 7. 審査基準

企画提案書の内容、見積金額など総合的な見地から審査する。

- (1) 企画提案の内容及び実現性
- (2) 実施体制及びスケジュール
- (3) 類似業務実施の実績
- (4) 見積価格の内容

### 8. 応募書類

#### (1) 企画提案書

- ①内容は、別紙特記仕様書に基づくものであること。
- ②提出部数5部
- ③コンソーシアムなど構成企業がある場合は、すべての企業の会社概要・事業実績を記すること。
- ④業務実施体制図については、当該業務に従事する担当者名、担当業務・構成企業がある場合は各社の業務分担を記すこと。
- ⑤規格はA-4サイズ両面印刷10ページ以内。横置き・長辺綴じ。  
(文字は12ポイント)(会社概要・事業実績も含む)
- ⑥見積書は総括表に内訳書を添付すること。
- ⑦見積書記載金額の単位は円とし、合計金額は消費税を含まずこと。

### 9. その他

- (1) 応募書類の作成に要する経費は応募者負担とする。
- (2) 虚為記載の書類は応募を無効とする。
- (3) 応募書類の提出後の訂正は認めない。
- (4) 提出された応募書類は返却しない。

### 10. 著作権及び使用権は次の通りとする。

- (1) 成果物の所有権、著作権、使用権などの諸権利は、恩納村観光協会に帰属する。
- (2) 本事業にて撮影した動画の所有権、著作権、使用権などの諸権利は、恩納村観光協会に帰属する。
- (3) 著作者人格権については行使しないものとする。
- (4) 本業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。